

外郭団体に対する出資等の取扱いについて（案）

H24.10 行政改革課

1 公益法人制度改革の概要

平成 20 年 12 月 公益法人制度改革関連 3 法施行

現行の財団法人・社団法人は 5 年間のうちに公益財団・社団法人又は一般財団・社団法人に移行する必要（移行しない場合は解散）

長野県出資等外郭団体状況（H24.10.1 現在）

公益法人：移行済 12 団体 移行予定 7 団体 （43 - 12 = 31）

一般法人：移行済 3 団体 移行予定 9 団体 * 株式会社等を除く

H23 包括外部監査人の意見

- ・ 県の外郭団体出資金の返還の検討
- ・ 一般社団法人・公益法人への出資金の返還要請

2 法人別の特徴

【公益法人】

50%以上の公益目的事業を実施
* 公益目的事業の例
障害者の支援
消費者の利益の擁護
収支相償の原則を適用
（儲けられない）

【一般法人】

公益目的財産額に相当する金額を公益目的支出計画に基づき、公益の目的のために消費
上記が適正に行われれば収益事業にシフトしていくことが可能
非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人、それ以外の法人の 3 つに区分される。

3 想定される事項

【公益法人】

理論上 49%の収益事業を行うことが可能となり、県の出資の目的と乖離する可能性がある。

【一般法人】

極論すれば公益目的支出計画で定めた事業以外はすべて収益事業を行うことも可能となり、県の出資の目的と乖離する可能性がある。

4 今後の対応案

団体ごと、出資等の使途目的と成果を検証し、県の出資が役割を終えていないか、意義が薄れていないかについて調査・検討を実施

検証結果に応じて、所管部局が出資等の返還（寄付）の可能性について団体と協議